



すみりんニュース

No.52

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

この号の内容

■ 第24回住吉・住之江じんけんのつどい全体会 報告

「対話を通じてバリアをなくしていく～差別解消法と私たち～」… (1) - (7)

■ 住吉隣保事業推進協会のうごき

理事会・臨時評議員会を開催しました! … (7)

住吉地区新年互礼会をおこないました! … (7)

4月にセンター祭りを開催します! … (9)

2016年度 住吉部落史研究会のご案内 … (10)

「人権のまちづくりを考える」すみよし連続2017年度講座記念講演のご案内… (10)

賛助会員を募集しています! … (10)

■ 第24回住吉・住之江じんけんのつどい全体会 報告

去る2016年11月12日、第24回住吉・住之江じんけんのつどいが開催されました。今回の全体会では、障害者差別解消法をテーマに、大阪市立大学非常勤講師などを務める松波めぐみさんを講師に招いてご講演いただきました。以下に、その内容を掲載します。一人ひとりの行動がバリアフリーな社会を創っていきます。本掲載がそのための一助となりますことを願います。

(事務局)

「対話を通じてバリアをなくしていく ～差別解消法と私たち～」

松波めぐみさん(大阪市立大学非常勤講師 他)

昨年(2016年)4月1日から、「障害者差別解消法」という新しい法律が施行されました。

ごく簡単に言うと、“障害のある人への差別を禁止し、障害のある人があたりまえに生活することを妨げているさまざまなバリアを取り除き、共生社会をつくっていくため”のものであり、国・地方自治体・事業者に差別解

消の義務(一部「努力義務」)が課せられます。

でも、「何をしたら“差別”になるんだろう?」、「差別はなかなかなくなるものだと思うけど…」と疑問に思う方もおられるでしょう。

そこで、まずはこの法律ができた背景にある「障害にかかわる考え方の大転換」を説明

し、「社会的障壁」という言葉を説明します。このことを抜きには、法律の説明だけをしてはなかなか理解しにくいと思うからです。

1. 差別解消法がつけられた背景① ～主体としての障害者～

この法律は突然できたわけではありません。直接的には、「2006年に国連で障害者権利条約が採択され、それを批准するために法律を作った」とは言えます。しかし「国連で条約ができたから、日本でも」というほど単純なものではありません。障害のある人たちの長年にわたる血のにじむような闘いがあり、日本でも差別禁止を求める人たちが大勢いたからこそ、差別解消法は日の目を見たのです。

◎暗黒の時代、障害者自身が声をあげる

40年前、障害のある人はどんな扱いを受けていたか、ご存じでしょうか。端的にいうと「保護の対象」、もっといえば「厄介者」扱いでした。まちがっても「権利の主体」ではありませんでした。とりわけ日常生活に介護が必要な重度障害者や、知的障害のある人は、「家族に面倒をみてもらい、それが難しくなれば施設へ入り、そこで一生を終える」以外の選択肢は用意されていませんでした。まちで障害のある人を見かけることはほとんどなかった時代です。「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的と掲げた優生保護法も（1996年によりやく廃止、母体保護法に移行）生きていました。

1970年ごろ、初めて障害者自身が社会に向かって声をあげはじめます。象徴的な出来事が1970年に神奈川県で起こりました。2歳の脳性まひの男の子が「将来を悲観した」母親の手によって殺されるという事件し、世間は母親にのみ同情し、「減刑嘆願」を求める署名運動が広がります。それに対して「青い芝の会」という脳性まひ者の団体の人たちが「我々はいつ殺されても仕方がないのか？」

と声をあげました。母親も社会の犠牲者には違いありませんが、あたかも「障害児は死んだ方が幸せだった」といわんばかり、解決策としては「施設を作る」（＝地域からの排除）しか示さない社会のあり方を、かれらは鋭く告発したのです。

この「青い芝の会」の人たちの行動と思想は、「さようならCP」というドキュメンタリー映画で知られるようになります。大阪、兵庫を含め、日本各地で上映会が開かれ、当時はまだ家にこもりがちだった障害のある人たちの目にふれていきます。

当時の一般世論からは必ずしも理解されませんでしたでしたが、その時代の障害のある人たちの大いに励まし、後に続いていく運動の起爆剤になりました。

◎保護の対象ではなく、権利の主体へ

1970年代に一気に障害者自身の運動が始まります。「車いすでも電車やバスに乗りたい！」と行動を始めた人たち。施設における人権侵害（プライバシーも自由もなく、女性障害者が男性職員にお風呂の介護をされる等）に対し抗議の声をあげた人たち。施設ではなく地域の中で暮らそうとし、ボランティアを集めてアパートで暮らし始めた人たち。障害があれば幼い頃から「分けて当然」とされることに対して、「地域でともに学べる学校を」と求めた人たち…。

当初はほんとは小さな声、小さな動きでしかありませんでしたが、しだいに大きなうねりとなり、目を見張るような変化をうみだしていきます。日本でも世界でも、障害者が「主体」となって行動していく中で、「考え方の大転換」が起こったのです。

2. 差別解消法がつけられた背景② ～「障害」観のシフト～



絵を見てください。この階段の上に電車の駅があるとします。階段の前で、車いすに乗った人が困っています。

二つの問いを皆さんに出します。①どうしてこの人は電車に乗れないのでしょうか。②どうしたら乗れるようになるのでしょうか。

まず①番。この人は車いすを使っている障害者だとまず気がつきます。「ああ、この人は歩けないから階段を上がれず、だから電車に乗れない」と発想するわけです。②番、どうしたらいいかという、何とかこの人が頑張っリハビリをして、歩けるようになればいいのでしょうか。まず無理ですね。だったら、この人がヘルパーさんや家族を連れてきて、駅員さんにも頼んで、4～5人がかりで階段を上がることが考えられます。あるいは、（これはある会場でワークショップをした時に出た意見ですが）「家族がちゃんと車で目的地まで送ってあげるか、介護タクシーを頼む」。つまり、何とかこの人が自力でがんばる。それが無理なら、家族等が何とか対応すべきだ」という意見が出てきます。

◎ 古くからある「障害」観 = 障害の医学モデル

いまお話しした①②で出てきたような発想が、長い間私たちの社会が「障害とは何か」という時に思い浮かべてきたことなんです。「足が悪いから、電車に乗れない。歩けないから、いろいろ不便で大変だ。」こんなふうに、私達の社会は障害のある人を見てきました。

現在「障害者権利条約」という国際的なルールができていますが、そこでの障害の考え方からすると、今言ったような「歩けないから、電車に乗れない」というのは、古い考え方として批判されています。これを「**障害の医学モデル**」と呼びます。「歩けない」というように、本人の体の**医学的**欠陥を、問題の原因とみなすものです。

◎ 新しい「障害」観 = 障害の社会モデル

それに対して、新しい考え方は「**障害の社会モデル**」といいます。

この絵の例だと、まず①については、電車の駅を作る時のことから考えます。駅は誰のためにあるか。当然、地域住民です。ではその「**地域住民**」とは誰か？

実は、地域にはいろいろな人が住んでいるわけですが、車いすだけの人ではなく、高齢で足が弱って階段を上がるのがしんどい高齢者。骨折したりして松葉杖をついている人。喘息などで階段が辛い人。ベビーカーを押しているお母さん、お父さん。いろいろな人が実はいるのに、**そういう人たちのことを無視して、二本足でスタスタと上れる人のことだけを**考えて駅を作った。そういう**会社のあり方、それを許す社会のあり方**のせいで、この人は電車に乗れない…。それが「**社会モデル**」で考える①への答えなんです。

世の中にはいろいろな心身の状態の人がいるのに、そのことを無視して、たまたま健常者である人だけを相手に階段だけの駅を作る。まちづくりをする。そういう**社会のあり方**こそが問題であり、変えなければならないと考えるのが「**障害の社会モデル**」です。

この考え方にたてば、②の答えは当然、「最初からエレベーターをつける」（低い位置に駅をつくりスロープをつける）です。そうすれば誰でも、好きな時に電車に乗れます。

「**社会モデル**」の考え方は、この四十年の間の障害者運動の中からうみだされました。「がんばれ、がんばれ」と障害者にばかり努力が求められてきたけれど、**社会の方こそ**変わるべきじゃないか。「**社会環境が変われば、自分達も当たり前に参加できる**（駅のエレベーターのように）」というわけです。

時代が進むにうれ、**社会モデル**の考え方に對し「なるほど、そうだ!」と理解する人も増えていきます。アメリカのADA法（1991年）など、**障害者差別禁止法**がつくられる国も出てきました。その結果、**国際社会における障害観**が、かつての**医学モデル**的な**障害の見方**から、「**社会モデル**」の方にシフトしていきました。それでもまだまだ、バリア（障

壁)になっているものが山ほどある。だから何とかバリアを取り除くための国際的な共通ルールが必要だということで、「障害者権利条約」(2006年)がつくられることになりました。「障害の社会モデル」の考え方が定着したからこそ、それをベースにした障害者権利条約や差別解消法ができました。

3. 「社会のバリア」(社会的障壁)とは？

「社会モデル」の考え方は、日本の法律では「社会的障壁」という言葉で表現されています。2011年に改正された障害者基本法にも差別解消法にも入っています。「障害があるものにとって障壁となるような**事物・制度・慣行・観念**その他の一切のもの」という幅広い定義になっています。

事物とは、「段差があって車いすの人が通れない」等、ハード面のバリアですね。一方、「日本映画に字幕があったら何となく邪魔だから、字幕はつけない」という**慣行**があり、聴覚障害の人が「日本映画を楽しみたいから、字幕をつけてほしい」という長年の要求は無視されてきました。多数派の**慣行**だけが重んじられるというのは重大なバリアです。(これに限らず、視聴覚に障害のある人の権利を守る**法制度**はまだまだ整備されていません。)

「**観念**」は偏見等をさします。「障害者は大人しく、周りに感謝して、社会の片隅で生きていけばいい」という観念がまだまだあります。障害のある人が飲酒する、パチンコに行くといった、大人であれば当たり前のことにいちいち眉をひそめる人がいます。そういう偏見も含めて、「社会のバリア」です。障害のある人を生きにくくしているものを全てひっくるめて「社会的障壁」といいます。

少し先取りすると、**障害者差別解消法**は、この**社会的障壁(バリア)**をなくしていくためのものです。社会のあらゆるところにあるバリアを一斉になくすことはできないけれど、少しずつなくしていくことはできる。障害のある人一人ひとりからの「ここを何とか

して欲しい」という申し出があれば(これを「**合理的配慮**」といいます)に沿って、「社会的障壁」を少しずつでもなくしていこうということが差別解消に書かれているのです。

障害者差別解消法でいうところの「差別」は、「心の中で誰かを嫌い、避ける」といった個人的・抽象的なものではありません。障害のある人が、地域で暮らす、移動する、教育を受ける、働く、ご飯を食べる、趣味の活動をする…といったことを妨げている社会的障壁のことを指すのです。

4. 「心がけを変える」より、バリアをなくす「行動」を ～差別解消法とは～

私は講演会などでしばしば、「法律に『差別はダメ』と書いてあったって、差別はなくなるんでしょ？」という質問を受けます。それは、差別を「心がけの問題」と誤解していることによるものではないかと思えます。正しい心をもたないといけない、障害のある人には親切にしなければいけない、でもどう接していいかわからないから避ける、そんなイメージをもっている人が多いと感じます。差別禁止というと、「心の中を変えないといけない」と感じて、なんとなく反発を覚える人もいるのではないのでしょうか。

障害者差別解消法でいう「差別」は、心がけの話ではありません。現にバリアがあるせいで、障害のある人が日常的に、「パスタのおいしいような店に入れない」等の不利益を受けることがあります。それをどう具体的に变えていくかが法律の目的になります。「心の中を変えてくれ」ではなく、バリアを解消するために必要なことをしてほしい、具体的に「行動」してほしいと要請するものです。

◎二つの「差別」が禁止された

障害者差別解消法には、二種類の「差別」があると書かれています。これは、障害者権利条約に書いてある「差別」の定義がベースになっています。こういうことが差別になり

ますよ、というわけです。先に具体例を示したほうがわかりやすいでしょう。

① 不当な差別的扱い（正当な理由なく、障害のある人を不利に扱うこと）

<具体例。カッコ内は心の声>

・飲食店にて、昼休みの時間に来店した車いすユーザーに対して。「うちの店は狭いので、車いすの方は2時以降においでください」

（そんなあ。昼休みが終わってしまいます。）

・不動産屋さんで白い杖をついた人に対して。「すみませんが、“目が見えない方は火事を出すからダメ”と大家さんが言われるので…」

（実際には、まったくそんな火事は起きていなくて、迷信みたいなものなのに…）

・「当スポーツクラブでは、聞こえない方は安全上の不安があるので、入会できません。緊急時の館内放送が聞こえないと、責任がとれません」

（えっ、日本語がわからない外国の人もスポーツクラブを利用してるけど?）

・地域の普通校に通う肢体不自由児Aくんに対して。「すみませんが、修学旅行のときは保護者の方が付き添ってください。そうでないと参加できません。」

（え? 親についてきてほしい子なんていないよね?）

こんなふうには、障害のある人がいろんな場面で「入店拒否」「入居差別」「入会拒否」「特別な条件の強制」といった体験をしています。ほとんどの場合、相手は障害者のことをよくわかっていないで、「なんとなく面倒だから」「きちんと対応できないと問題になるんじゃないか（だから手前で断っておこう）」と排除していることが多いといえます。

よほど客観的に見てやむをえない理由がない限り、障害のある人を拒否してはならないと法律で定められたのです。

② 合理的配慮をしないこと（環境を調整する必要があるのに、しないこと）

<具体例。カッコ内は心の声>

・車いすの人がある建物に入ろうとしたが、段差があるので入れない。「スロープがあれば出してほしい」と求めたが、まったく応じない。手伝ってもらえない。

（すぐにスロープをつけられなくても、手伝ってくれたら、中に入れるのに。）

・聴覚障害の人が電器店で、それぞれの商品の違いが知りたくて「筆談をしてほしい」と（身振りで）求めたが、拒まれる。

（黙って買え、ということ?）

・視覚障害の人が居酒屋にきて、店員に「メニューを口頭で読み上げてほしい」と求めたが、無視する。

（忙しいのはわかるけど、別に隅から隅まで読まなくていいのに。）

・会社員。心臓疾患があって、満員電車で通勤すると身体への負担が大きいので、勤務時間の変更を申し出たが、却下される。

（ううむ、今の仕事を続けるのは無理かなあ。つらいなあ。）

・視覚障害のある受験生から「点字で受験したい」との申し出があったけれど、「うちは障害者も特別扱いしません」と言って、何も対応しない。

（えーっ、それで普通の印刷された紙が配られるのは、受験拒否と一緒にじゃない?）

どうでしょうか。少しはイメージがわいてきたでしょうか。

なお、①の差別は国・行政・事業者のいずれであってもダメ。②の合理的配慮については、国・行政は「義務」、事業者は「努力義務」という違いがあります。努力義務ならなくていい、というわけではありません。

5. 「合理的配慮」で大切なのは、対話すること

「差別」という概念を、①のような「障害者だからお断り」（あるいは特別な条件をつける）とするような分かりやすい差別だけでなく、「社会のバリア(社会的障壁)」を取り除いていくことを求められているのに断る、何も

しない＝「合理的配慮をしない」ということもまた「差別」になりうるという規定が入ったのが、障害者権利条約の大きな成果でした。この考え方が、日本の障害者差別解消法にも入りました。これは実際に社会を変えていくためにとても大事な成果だと私は思っています。

車いすの人が「お店に入りたいので手伝って欲しい」と求めても、聴覚障害のある人が「筆談してほしい」と求めても、無視するのであれば、それは差別に当たると定められました。ただ「障害者の人には親切にしましょう」ではなく、障害のある人から申し出や、「こうしてほしい」というアクションがあった時は、ちゃんと誠実に向き合い話し合っ、て、どういう環境の変更・調整が出来るか考えましょう、ということです。

もちろん障害者の人が「こうしてほしい」といった中身のうち、全部をできないことがあるでしょう。それは仕方がないことですが、大切なのは「対話」です。きちんと向き合っ、て、配慮できない場合もその理由を説明するのであれば、「差別!」と言われることはありません。実際、「対話」を健常者の側がこれまで避けてきたがために、起こっている差別事象はたくさんあるのです。

◎ 「過重な負担」について

法律では、障害のある人から「こうしてほしい」という申し出があったけれど、負担が大きくどうしてもできない理由がある場合、「差別」にはならないということが明記されています。これについて、「どういう場合が“過重な負担”と認められるのですか」とよく質問を受けます。大事なことは、事業者の側が何となく面倒だから「これは“過重な負担”にしてしまおう」と一方的に決めることはできないということです。「過重な負担」になるとはどうかは、業務上の必要性、費用負担、公的助成が使えるかなど、いくつかの要素を見て総合的に判断されます。「小さな個人商店でエレベーターを付けて欲しい」、

これは困難ですね。もちろんそんな要求する人はいませんけれども。

実は、「障害のある人に配慮するのは、負担が重すぎる」と思い込んでいたお店や企業も、対話を重ねることで、それほど多額の手算をつけなくてもバリアが解消できることがわかった例は多くあります。また「対話」することを通して、バリアがどれほど障害のある人の参加を妨げていたかを痛感して、合理的配慮に積極的になったお店の人もあります。

6. 対話を通して共生できる社会へ

これまでいろんな「社会的障壁」によって社会参加の機会を奪われたり、持てる力を発揮できなかったり、悔しい思い、悲しい思いをしてきた人、諦めてきた人がいる。それが法律の出発点にあります。それを「仕方がない」ではなく、奪われてきた権利を回復するために社会全体が努力しなくてはなりません。「合理的配慮」という概念は、一つの手段にすぎません。

ではこの法律が施行されて何が変わったのでしょうか。

まず国や自治体、事業者にとっては、どういう場面で何をしたら差別にあたるのか等の「ものさし」ができたということが大きいと思います。具体的には「対応要領」などです。などガイドラインのようなものができています。行政も事業者も、よりよい社会にしていくために積極的な役割を担うことができます。それは商品開発やサービス提供であったり、障害者雇用を通してだったりするでしょう。障害者差別解消法、および改正された障害者雇用促進法を生かしていくことは、現在働いている人を含めて、全ての人が働きやすい、多様な人が力を発揮できる職場にしていくということでもあります。

また、障害のある当事者や家族にとっては、どうでしょうか。「何らかのバリアのせいで困っていたら、どんどん声をあげていい」というメッセージがこの法律には込められています。従来、「障害者は黙っと

け、大人しくしとけ」という圧力を感じたり、実際にお店やタクシー等で拒否された経験があって、あきらめてきたことがたくさんあったという人もいます。これからはあきらめずに「こうしてほしい」と合理的配慮を求めていくことができます。求められた側は、きちんと話し合いの席に着く義務があるのです。もし「これって差別?」と思われる事象が起きたときに、相談できる窓口が確保されたということにもなります。

今のところ障害のない市民は、法律によって直接「差別するかもしれない主体」とは定められていません。しかしどんな心身の状態になっても尊厳をもって扱われる、権利をあきらめなくていい社会を作っていくために、市民が協力できる場面はたくさんあります。差別解消法を使って対話が進み、どんどんバリアが解消されていくことは、すべての人が安心して暮らすことにつながっていくことでしょう。

■住吉隣保事業推進協会のうごき

理事会・臨時評議員会を開催しました!

上半期事業報告、下半期実施事業について協議
 昨年12月11日(日)午前10時より理事会、12月18日(日)午前10時から臨時評議員会が、それぞれ住吉隣保事業推進センターにおいて開かれました。その中では報告事項として、①2016年度上半期事業報告(4月~9月)、②2016年度上半期決算報告(4月~9月)があり、昨年4月に新たに開設された住吉隣保事業推進センターにおけるの半年間の事業実施状況の説明がなされました。

協議事項に関しては①2016年下半期事業計画、②下半期事業予算案、③2017年度事業計画案、④2017年度予算案、⑤役員人事について協議がなされました。それら協議内容においては、特に下半期事業計画、予算案、次年度事業計画、予算案について、新規起案の事業に重点を置き討議されました。また役員人

事については、昨年10月18日に依拠された砂子多代理事にかわり、矢野 直雄さんが新任理事として推薦され、満場の一致をもって承認されました。

住吉地区新年互礼会をおこないました!

さる1月14日(火)午後6時半より、道頓堀ホテルにおいて「2017年住吉地区新年互礼会」が開催されました。府議会議員、市議会議員、住吉区・住之江区行政関係の方々、住吉連合地域活動協議会の方々、住吉・住之江区内の関係団体の方々、住吉・住之江区内の学校・PTA関係の方々、住吉地区内関係団体の方々に、ご参加いただきました。

はじめに、主催者を代表して(公財)住吉隣保事業推進協会の友永健三理事長よりあいさつがありました。その中で、昨年は、3月末の市民交流センターすみよし北閉鎖に始まり、4月の住吉隣保事業推進センター開設、12月の部落解放同盟大阪府連合会住吉支部創立60周年記念集会開催など、住吉地区にとり大きな節目となる年であったことが報告されました。

また特に昨年12月に公布された「部落差別解消推進法」についてもふれ、新年に向けては、この法律の理念を実現するべく、国、自治体に対して具体的な取り組みをもとめ、そのために参会者の皆様と連帯を深めつつ差別解消に取り組んでいく決意が述べられました。

つづいてご来賓の衆議院議員(佐藤議員)、府議会議員(河崎議員、中村議員)、市議会議員(多賀谷議員、上田議員、伊藤議員、岸本議員)、前府議会議員(半田前府議会議員)の皆様より一言ずつごあいさつをいただいたあと、鏡割りが行われ、住吉連合地域活動協議会の鈴木会長の発声で乾杯が行われました。



その後、会食をしながらカラオケを交えた和やかな懇談と親睦の時間がもたれました。

最後に部落解放同盟大阪府連合会住吉支部の友永健吾支部長より、昨年に取り組みられた「住吉部落の歴史と解放運動」記念誌の発行、8月沖縄青年スタディーツアー、12月10日に住吉支部60周年記念式典などの活動報告がありました。またこの住吉支部設立60周年の節目の年に成立をされた「部落差別解消推進法」が、いまだ明らかで具体的な形とつづけている部落差別の本当の解消に結びつくよう、格差、分断を乗り越え連帯を深めて取り組んで行く決意が述べられました。これを閉会のあいさつとして2017年住吉新年互礼会は閉会しました。参加者は総勢71名でした。

【理事長あいさつ】

あけまして、おめでとうございます。

皆様におかれましては、良き新春をお迎えになったことと存じます。

年明け早々、何かとご多忙な中、住吉地区新年互礼会にご参加いただきましたことに対して、衷心より御礼申し上げます。

さて、住吉地区にとりまして、去年は大きな節目の年でした。3月末には、残念ながら市民交流センターすみよし北が閉鎖されてしまいました。4月には、皆様方の温かいご支援を頂く中で、住吉隣保事業推進センター（すみよし隣保館 寿）を開設することが出来ました。また、12月には、部落解放同盟大阪府連合会住吉支部創立60周年記念集会を開催、青年による沖縄ツアーの報告、60周年記念誌として『住吉部落の歴史と解放運動の歩み』を発刊することが出来ました。さらに、11月から12月にかけて、住吉地区「暮らしのアンケート調査」に取り組みました。

新しく迎えました2017年は、住吉地区にとりましては、すみよし隣保館 寿を拠点に、今日お越し



の皆様方とともに、新たな運動や事業を本格的に展開していく年にしなければならないと決意を新たにしているところでございます。

ここで、私たちをとりまいている世界と日本の状況を見ましたとき、大きな激動に見舞われています。世界では、イギリスのEU離脱、アメリカでのトランプ氏の勝利という予想外の事態が生じました。日本でも、全国部落調査復刻版の販売予告事件（2月）、神奈川県相模原の津久井やまゆり園での障がい者殺傷事件（7月）など、これまでになかった深刻な事件が生起しています。

これらの出来事の根底には、市場経済や自由競争万能のグローバル化が進展したことによって、世界的にも日本的にも中間層が没落、格差が拡大し貧困層が増大したことによって生じてきた不満が、マグマのように噴き出していることがあります。

しかしながら、弱い者に不満をぶつけ、自分たちだけよければそれでよいということであっては、あらゆる面で分裂が深まり、対立が激化するだけで、この道は、最終的には戦争に行きついてしまうと思います。

一方、昨年12月の国連総会で、「平和への権利宣言」（※）と「核兵器禁止条約」の取りまとめの協議に入るための決議案」が賛成多数で採択されたことは朗報です。これらは、多くのNGOや平和と核兵器の廃絶を願う国々との連帯の成果です。日本国内でも、昨年4月から「障害者差別解消法」が全面施行、6月には「ヘイトスピーチ対策法」、12月には「部落差別解消推進法」が制定されています。これらの法律の施行、制定の背後にも、差別をなくし人権を守ることを求めた多くの人々の努力がありました。

今年は、昨年構築されたこれらの諸成果を足場に、世界と日本において人権と平和が守られるように大きく羽ばたいていくことが求められています。

ここで、昨年12月16日に公布・施行されました「部落差別解消推進法」について、ごく簡単にふれておきたいと思います。この法律は、共産党を除くすべての会派が賛同する

ことによって成立した議員提案立法です。法律の名称に部落差別の解消を推進することが明記され、目的には、部落差別が現存していること、部落差別が許されないものであること、部落差別が解消された社会の構築を目指すことが謳われています。そして、この目的を実現するために、国と自治体に対して、①相談体制を充実すること、②教育・啓発を推進すること、③実態調査に取り組むことを求めています。

この法律は、2002年3月末まで存在していた一連の「特別措置法」とは異なり、期限が定められておらず、部落差別が解消される時まで有効な法律です。しかしながら、この法律は、悪質な差別行為を規制することや、差別の被害者を効果的に救済することまで規定したものではありません。したがって、「部落差別解消推進法」が制定されたことを一人でも多くの人々に普及・宣伝していくこと、この法律で定められている①相談体制の充実、②教育・啓発の推進、③実態調査の実施を、速やかに具体化することを、国と自治体に求めていくことが必要です。

このため、本日お越しいただいております国会、府会、市会の議員の皆様方、さらには住吉区、住之江区からお越しの市職員の皆様、さらには、住吉小学校や住吉中学校をはじめとする各学校の先生方ともしっかりと協議をしてまいりたいと考えているところです。

おりしも、本年は、日本国憲法が施行されて70周年の年にあたります。周知のように、日本国憲法は、第2次世界大戦の痛切な反省から制定されたもので、主権在民、戦争放棄、基本的人権の尊重を3大原理としています。これらの原理は、今後においても守り発展されなければなりません。が、「部落差別解消推進法」の具体化は、そのために大きく貢献する取り組みでもあるといっておきたいと思います。

おわりに、本日の住吉地区新年互礼会を主催しております公益法人住吉隣保事業推進協会をはじめ、住吉地区の関係団体は、すみよ

し隣保館 寿を拠点に、部落差別の解消、人権と平和の確立に向けて、精いっぱい努力を傾注していくことをお誓いし、本日まで参加のみなさまの、旧に倍するご支援、ご鞭撻をお願いし、新年互礼会開催にあたってのごあいさつと致します。

2017年1月10日

公益財団法人住吉隣保事業推進協会
理事長 友永 健三

※平和への権利宣言：2016年12月19日国連総会で採択された宣言。この宣言では、すべての人が、紛争も貧困もない状態で、人権を行使して生きる権利、すべての国家はそれを保証する義務を負うことが改めて確認された。（賛成131、反対34）

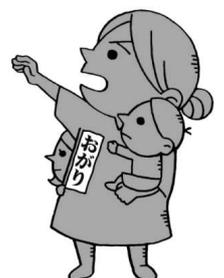
4月にセンター祭りを開催します！



すみよし隣保館 寿で活動するサークルさんたちの発表の場です。フラダンス、ハーモニカ演奏、民謡、ジャズバンド演奏、三線演奏、シャンソン、コーラス、篠笛演奏、吹奏楽演奏の演奏があります。また植物画、識字教室の展示もおこないます。皆様ご参加ください。

【日 時】2017年4月2日(日)
午前11時～午後3時

【場 所】住吉隣保事業推進センター大会議室他
<観客自由参加>



2016年度 住吉部落史研究会のご案内

ここ数年来、年1回、住吉部落史研究会を開催し、さまざまな角度から、住吉地区の歴史を明らかにしてきました。

2016年度は、住吉地区出身で社会学（社会福祉を含む）を学び、日本福祉大学で教員をされている矢野亮さんをお招きし、「『社会的なもの』の再構築に向けて」と題した報告をしていただきます。

【日 時】2017年2月25日(土)

午前10時～正午

【場 所】住吉隣保事業推進センター 3階
小会議室

【テーマ】「『社会的なもの』の再構築に向けて」

【講 師】矢野 亮さん

(日本社会福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科【通信教育】助教)

【定 員】20名

【参加資料代】お一人様500円

*賛助会員は半額免除

【申込方法】

直接来館、電話、ファックスでお申込ください。

【申込・問合せ】

公益財団法人住吉隣保事業推進協会

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15

電 話 (06) 6674-3732

ファックス (06) 6674-3700

**「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座
2017年度記念講演のご案内**

【日 時】2017年4月23日(日)

午後1時半～午後3時半

【場 所】住吉隣保事業推進センター 3階
大会議室

【テーマ】「公布70年を機に、日本国憲法の意義を考える」(仮題)

【講 師】渋谷 秀樹さん

(立教大学大学院 法務研究科 教授)

【定 員】80名

【参加資料代】お一人様500円

*賛助会員は半額免除

【申込方法】

直接来館、電話、ファックスでお申込ください。

【申込・問合せ】

公益財団法人住吉隣保事業推進協会

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15

電 話 (06) 6674-3732

ファックス (06) 6674-3700

【主 催】公益財団法人住吉隣保事業推進協会

【後 援】部落解放同盟大阪府連合会住吉支部、住吉地区住宅自治会連合、社会福祉法人ライフサポート協会、医療法人ハートフリーやすらぎ、住吉・住之江同和人権教育推進協議会(依頼中含む)

賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

〈年会費〉

個 人：3,000円

団 体：10,000円

加入していたければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会
ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します。